資料2-2

　　令和5年　　月　　日

石川県知事　馳 浩 様

西部緑地公園再整備事業マーケットサウンディング調査

配付資料に係る守秘義務誓約書

法人(グループ)名：

所在地：

代表者名：　　　　　　　　　　　　㊞

当社は、標記の調査に係る「調査票の回答作成」を目的（以下「本目的」と言います。）として、下記の守秘義務対象資料の配付を希望します。守秘義務対象資料の配付を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

１．守秘義務対象資料

　　資料３「調査票」、資料４「事業概要書」、資料５「基礎資料」

２．遵守事項

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配付を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

２　当社は、守秘義務対象資料等の県から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、県はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し一切開示しません。

第３条（善管注意義務）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

県から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第５条（損害賠償義務等）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより県に生じた損害を直接賠償することを約束します。

また、今後の本公園再整備事業に係るいずれの公募事業への参加を辞退します。

第６条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、受領した守秘義務対象資料を、本調査における対話終了日又は令和5年9月30日のいずれか早い日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

２　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。ただし、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第７条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上